

1. 事業説明シート

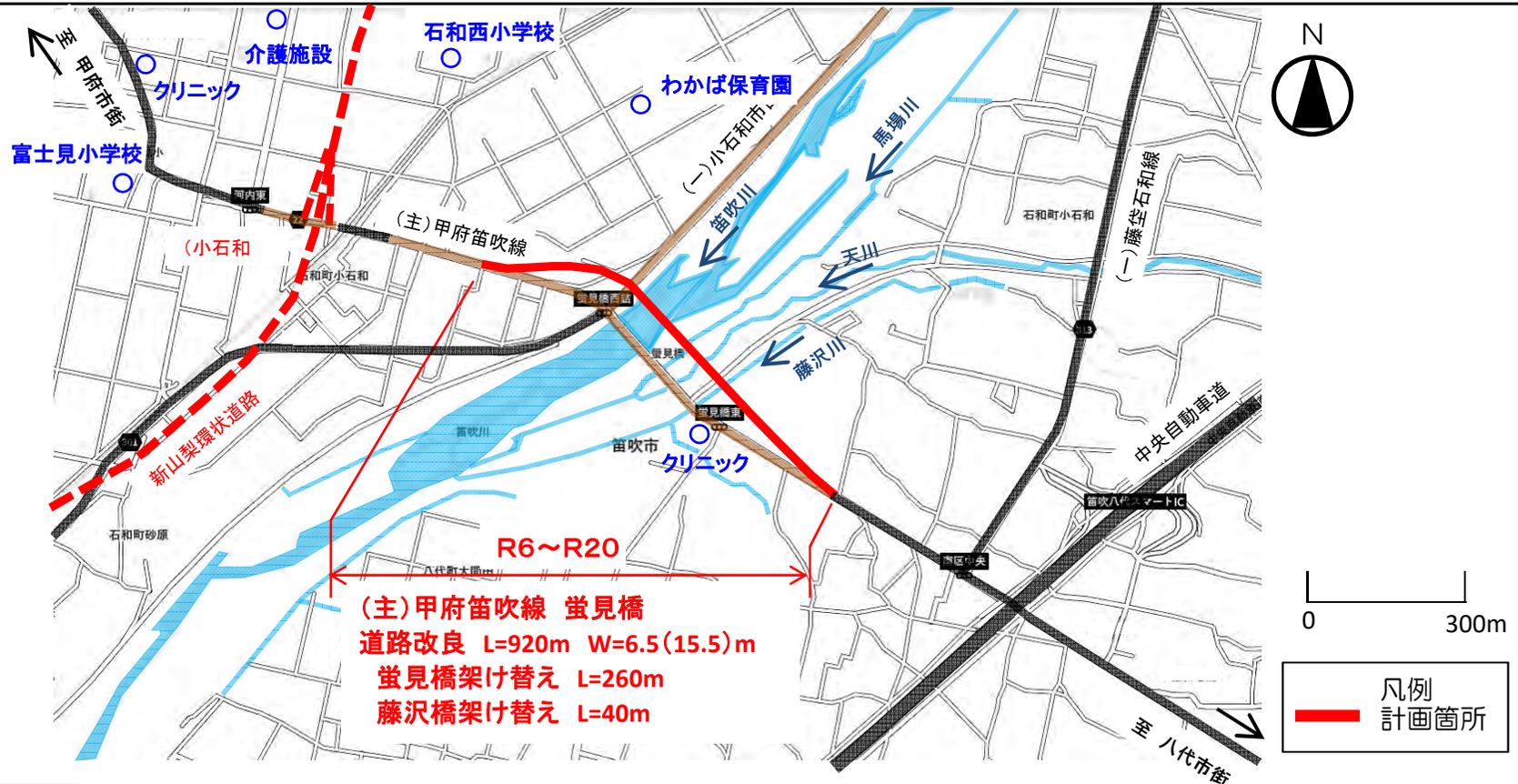
事業名	事業箇所	地区名	(主) 甲府笛吹線 (蛭見橋)	事業主体	山梨県												
<p>(1) 事業の概要</p> <p>①課題・背景 主要地方道甲府笛吹線は、甲府市太田町を起点として笛吹市八代町にいたる全長7.6kmの幹線道路であり、第二次緊急輸送道路にも指定されている路線である。蛭見橋は、笛吹川兩岸の生活圏を連携する道路としても重要な役割をになっているが、幅員が狭く大型車同士のすれ違いが困難なうえ、昭和35年竣工と現行の耐震基準を満たしておらず、さらに老朽化も著しい。また、橋詰に複数の道路が交差しているため、朝夕を中心に渋滞が発生しており、交通の隘路となっている。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○災害に強い道路の確保 危険度(橋梁等)：耐震未補強 損傷度等(橋梁等)：損傷状況による対策区分 C 緊急輸送道路の指定：指定有り(第二次緊急輸送道路) 自動車交通量：6,969台/12h (R3セブス) >3,428台/12h以上※ ※評価基準値</p> <p>□副次目標 ○生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上 混雑時走行速度：10.2km/h<30km/h以下※ 自動車交通量：6,969台/12h (R3セブス) >3,428台/12h以上※ ※評価基準値</p> <p>□副次効果 ○バリアフリー化の促進 (車椅子で通行可能な幅員の確保)</p> <p>③目標達成の方法 石和町小石和～八代町南におけるL=920mについて橋梁整備 車道幅員5.5m→6.5m 歩道2.0m片側→3.5m両側</p>																	
<p>(2) 整備内容</p> <p>①整備内容 道路改良 L=920m W=6.5 (15.5) m (蛭見橋架け替えL=260m、藤沢橋架け替えL=40m)</p> <p>②着手年度 令和6年度 ③完成見込年度 令和20年度</p> <p>④総事業費 約8,000百万円 (国費4,400百万円(5.5/10) 県費3,600百万円(4.5/10))</p> <p>⑤年度別の整備内容 (事業費)</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6～8年度</td> <td>河川協議・測量・設計</td> <td>480 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和9～11年度</td> <td>用地測量・用地補償</td> <td>1,000 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和11～16年度</td> <td>橋梁上下部工事・道路改良工事</td> <td>5,720 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和17～20年度</td> <td>旧橋撤去工事</td> <td>800 百万円</td> </tr> </table> <p>※記載内容は見込みであり、確定したのではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 なし</p>						令和6～8年度	河川協議・測量・設計	480 百万円	令和9～11年度	用地測量・用地補償	1,000 百万円	令和11～16年度	橋梁上下部工事・道路改良工事	5,720 百万円	令和17～20年度	旧橋撤去工事	800 百万円
令和6～8年度	河川協議・測量・設計	480 百万円															
令和9～11年度	用地測量・用地補償	1,000 百万円															
令和11～16年度	橋梁上下部工事・道路改良工事	5,720 百万円															
令和17～20年度	旧橋撤去工事	800 百万円															
<p>(3) 中・長期計画等の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> 山梨県総合計画(令和5年10月策定予定) 山梨県強靱化計画(令和2年3月改訂) 山梨県社会資本整備重点計画(第四次)(令和4年9月改訂) 山梨県橋梁長寿命化実施計画(架替え橋梁に分類)(令和4年10月改訂) 山梨県地域防災計画(第2次緊急輸送道路に指定)(令和5年1月改訂) 																	
<p>(4) 事業位置図等</p> <p>今回評価区間 (主) 甲府笛吹線 蛭見橋 道路改良 L=920m W=6.5 (15.5) m 蛭見橋架け替え L=260m 藤沢橋架け替え L=40m</p> <p>凡例 ■ 今回事業評価区間</p>																	

2. 評価シート

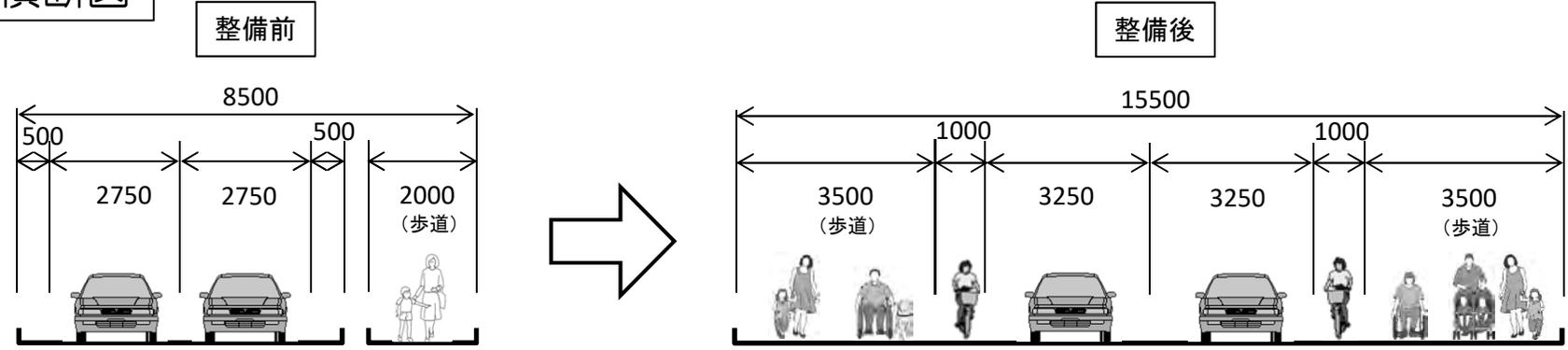
<p>(1) 公共関与の妥当性 (行政が行うべき事業か) 《<u>妥当</u>・妥当でない》</p> <p>(理由)</p> <p>本路線は、甲府市中心市街地から放射上に延びる幹線道路の一つであり、通勤通学など沿線住民の日常生活を支えるとともに、地域の産業や観光の活性化に資する重要な路線であるとともに、第二次緊急輸送道路であることから、公益性が高く、その整備は行政が実施すべきである。</p>	<p>(5) 整備手法の有効性 《<u>妥当</u>・妥当でない》</p> <p>(理由)</p> <p>蛭見橋は山梨県橋梁長寿命化実施計画において架替え橋梁に位置づけられており、概略設計により架替え位置を検討し、経済性・施工性・走行性・維持管理・地域に与える影響等を総合的に判断した結果、仮橋が不要で整備効果が早期に発現する現橋上流への架け替え計画とした。</p>
<p>(2) 事業執行主体の妥当性 (県が行うべき事業か) 《<u>妥当</u>・妥当でない》</p> <p>(理由)</p> <p>県道の改築であり、道路法第15条により県が行うべき事業である。</p>	<p><input type="checkbox"/> 他の整備手法の有無 〈有・<u>無</u>〉</p> <p>(状況)</p>
<p>(3) 経済効率性 《<u>妥当</u>・妥当でない》</p> <p>(理由)</p> <p>老朽橋の架替え事業であり、費用便益比は不算出。</p>	<p>なし</p>
<p>(4) 事業実施・規模の妥当性 《<u>妥当</u>・妥当でない》</p> <p>(理由)</p> <p>蛭見橋は山梨県橋梁長寿命化実施計画において架替え橋梁に位置付けられており、老朽化した同施設の架け替え区間に限定して整備する。</p>	<p>(6) 環境負荷等への配慮 《<u>妥当</u>・妥当でない》</p> <p>(理由)</p> <p>橋梁架け替えに伴い橋詰部の交差点改良等を施すことにより、ピーク時間帯の渋滞が改善され、交通による大気・騒音・振動等環境負荷及び大気汚染等の沿道環境は改善する。 橋脚形状、護岸形状の位置及び施工方法については河川法許可条件から河川環境に配慮した計画とする。</p>
<p>(7) 事業計画の熟度 《<u>妥当</u>・妥当でない》</p> <p>(理由)</p> <p>複数地区に説明を行い了解を得ている。</p>	<p>(7) 事業計画の熟度 《<u>妥当</u>・妥当でない》</p> <p>(理由)</p> <p>複数地区に説明を行い了解を得ている。</p>
<p><input type="checkbox"/> 同等施設等 (計画を含む) の有無 〈有・<u>無</u>〉</p> <p>(状況)</p> <p>なし</p>	<p>《総合評価》 《<u>妥当</u>・妥当でない》</p>
<p><input type="checkbox"/> 必要整備内容とその根拠</p> <p>(状況)</p> <p>走行性・安全性を満足した道路線形を選定し、最低限の区間L=920mとした。幅員等は山梨県県道の構造基準等を定める条例による。また、橋の構造基準は、道路橋示方書による。</p>	<p>(1) から (7) の項目評価状況から妥当と判断できる。</p>

3. 添付資料シート (1)

平面図



標準横断図



3. 添付資料シート (2)

① 現橋の渋滞状況



③ 橋詰の渋滞状況



② 現橋の渋滞状況



④ 現橋の損傷状況 (上: 胸壁部の破断、下: 鋼支承の層状化)

